

平成26年第8回定例会

小清水町議会会議録

平成26年第8回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年9月17日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
（議長諸報告について）  
（町長あいさつ）
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第10号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書  
（案）の提出について
- 第 5 意見案第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める  
意見書（案）の提出について
- 第 6 意見案第12号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）の提出に  
ついて
- 第 7 意見案第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書  
（案）の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第50号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例  
の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第51号 平成26年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第52号 平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 第12 議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第13 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 第14 認定第1号 平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	権藤結	君
出納室長	加藤友幸	君
企画財政課長	金原武浩	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	鈴木祐之	君
産業課長	久保弘志	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	横田秀昭	君
子育て支援課長	河西定博	君
教育課長	渡邊等	君
生涯学習課長	瀧口顕	君
農業委員会事務局長	久保弘志	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議会事務局	中野也寸志	君
書記	細川ひろみ	君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第8回町議会定例会を開会いたします。  
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は  
3番 下平正吾議員 8番 高橋隆文議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
遠藤満夫議会運営委員長。  
9番。  
○議会運営委員長（遠藤満夫君）9月12日に議会運営委員会を開催し協議をしたところ、  
会期を今日1日と決定をしたところです。  
以上、報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。  
これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。  
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。  
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。  
また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書を付けて報告がありましたので、その写しを配付しております。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。  
併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足  
程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

9月も半ばを迎えまして、農作物の本格的な収穫作業が始まり、季節の移り変わりを強く感じる頃となって参りました。

そうした本日、平成26年第8回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜り、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、本年度計画いたしました各事業につきましては、順調に進捗しており、議員各位をはじめ町民の皆さまには、町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、心から感謝申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます諸案件でございますが、条例の一部改正1件、平成26年度一般会計などの補正予算2件、組合規約の変更1件、教育委員会委員の任命に係る人事案件1件のほか、平成25年度各会計の決算認定について提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。定例会招集にあたりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますので、ご了承願います。

3ページの右側下段、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますのでご覧下さい。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の低温により融雪が進まず蒔き付けは例年より遅れたところであり、また、5月中旬の暴風雨がさらに農作物の生育及び農作業に遅れを来したところがございますが、5月下旬以降の高温により、生育状況は回復し概ね順調に推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、きたほなみが反あたり12.53俵と昨年より約2俵上回り、春よ恋も9.09俵と昨年より約1俵上回っております。

ばれいしょは4日早い生育で、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量・ライマンとも平年を上回る結果となっております。

てんさいも同じく4日早い生育で、9月4日に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量・糖分とも平年を上回る結果となっております。

大豆は7日早い生育で、収量は平年を上回るものと見込まれております。

飼料作物のとうもろこしは2日早い生育、牧草は3日遅れの生育であります。収量はいずれも平年並みと見込まれております。

なお、たまねぎにつきましては、本年より新たに調査に加えたものでございます。

以上のような調査結果から、全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、今後の収穫作業にあたり、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と、ほ場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第10号、釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書案についてご説明申し上げたいと思います。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しております。

しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみであり、そのため、北見地域、網走地域の住民ないし企業が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある釧路市まで出向かなければならず、広大な面積を有する当地域においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測されます。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利、憲法第32条を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要であります。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請いたします。

釧路地方裁判所北見支部において、北見支部及び網走支部管内の住民、企業を対象とする労働審判事件の取扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出したいと思います。

慎重な審議の上、採択されますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました、意見書案第11号について説明いたします。

林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案。

本道の林業木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収固定する森林木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となってきた。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に森林林業再生プランを策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的、安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中で、道では、平成21年度に国が創設した森林整備加速化林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設木造公共施設の整備、木質バイオエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速化させ、地域の特性に応じた森林の整備保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実強化を図ることが重要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、森林整備加速化・林業再生基金の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、地球温暖化対策のための税の使途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものです。

ご審議をいただき可決下さいまして、送付下さいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第11号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第11号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第12号、手話言語法 仮称の制定を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい 8 番、高橋隆文議員。

○ 8 番（高橋隆文君）ただ今上程されました意見書案第 1 2 号について説明いたします。  
手話言語法仮称の制定を求める意見書案。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語である。

音声が届かない、音声で話すことができないなど、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成 1 8 年 1 2 月に採択された障害者権利条約の第 2 条、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成 1 9 年 9 月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成 2 3 年 7 月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには、専門法である手話言語法仮称の制定が必要である。

よって、国においては、手話言語法仮称を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により提出するものでございます。

ご審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第 1 2 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第 1 2 号、原案のとおり可決されました。

### ◎意見案第 1 3 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 7、意見案第 1 3 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい 8 番、高橋隆文議員。

○ 8 番（高橋隆文君）ただ今上程されました意見書案第 1 3 号について説明いたします。  
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案。

わが国において、ウイルス性肝炎、特に B 型 C 型肝炎の患者が合計 3 5 0 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎



対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定、障害者手帳の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった事態が報告されるなど、現在の制度は、肝患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者の給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。

しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講じることを強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

ご審議をいただきまして、関係機関に送付下さいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第13号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第13号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず最初に、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）それでは一般質問に入りますけれども、通告してありますので、読んで

質問に代えさせていただきます。

一つは、まちづくり基本構想策定事業についてでございます。

今年度の町の執行方針でもこの構想にふれておりますが、業者に委託をして取り組むというようなことで報告を受けております。

これらの今日までの進捗状態とですね、あと小清水の将来を思う町民の民意というんですかこの意見、こういうものの集約の場をもっておられるのかどうなのかこの2点についてお伺いいたします。

もう1点、網走厚生病院の泌尿器科診療体制の拡充でございます。

高齢化が進む中、昨年4月より網走厚生病院の泌尿器科が、お医者さんが不足ということで、診療日時が短縮されております。

これによってやむなく遠くの病院へ通院しなきゃならない、こういう事態が発生しております。

経済的にも、また高齢者でございますので精神的な負担も非常に多いわけであります。

この医療機関の地域医療の充実、町民の安全安心をしっかりと保障するためにですね、診療体制拡充に向け、関係機関また近隣の町と連携をして対応すべきと考えますけれども、町長の所見を伺いたしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）はじめに、まちづくり基本構想策定事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、一点目のまちづくり基本構想への向けての現時点の取組状況でございますが、町が所有する公共施設について、管理運営に要するコストの最小化や施設効果の最大化を推進する管理手法の考え方を導入し、全体総量の適正化や施設の建設から使用中止に至るまでの全生涯で発生するコストの低減などを見据え、各公共施設の配置状況、利用者数、稼働状況、維持管理経費、老朽化など施設の現状を客観的に捉えるのと合わせて、修繕履歴を参考とした長期的な維持管理費用の算出を行う公共施設白書の作成等に関し、業者発注を行い取り進めているとともに、公共施設白書をたたき台とした将来を見据えた公共施設のあり方を検討する、まちづくり基本構想策定委員会を役場内に設置することとし、職員に対して委員の公募を行っているところであります。

今後、公共施設白書の作成を9月末を目途に行い、10月中に第1回目の策定委員会を開催する予定であり、基本構想策定へ向けて、順次取り組みを進めている状況であることをこの場をお借りしてご報告させていただきます。

次に、二つ目の町民意見の集約についてでございますが、今回策定を行う基本構想は、私の3期目の町政運営に取り組む施策の一つであります、安心して暮らすための社会資本基盤の整備を進める上で、中長期的な視点に立った目安となる基本的な構想であり、必ずしもこの構想どおり実施していくというのではなく、公共施設整備以外の施策同様に、実施段階においては常に町民の皆さんの意見を反映した中で取り組んで行くものでありますことから、今回の基本構想の策定に当たっての町民意見の集約を行う予定はしておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、策定する基本構想に関しましては、町議会へ説明を行うとともに、町民の皆様からは、町長への手紙やまちづくり出前講座などで、随時、ご意見をいただき検討して参りたいと存じますので、合わせてご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、網走厚生病院泌尿器科の診療体制の拡充について、関係機関、近隣自治体と連携し対応すべきとのご質問ですが、本診療科に限らず、依然、医師不足や地域偏在は顕著であり、地域医療の確保はますます厳しい現実にあります。

これまで、地域医療の確保対策については、オホーツク圏域全体の課題として、管内市町村の連携により国に対する要望を続けてきておりますが、地域住民の通院圏や医療機関の受診動向などから、斜網地域を一つの圏域として、網走保健所を中心に、1市4町の首長のほか、網走厚生病院、斜里国保病院、小清水日赤の3病院長と、網走医師会長により構成する、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議において連携を図り、昨年9月には行動計画を策定いたしました。医育大学の要請や地域医療振興財団及び民間ドクターバンク等の活用により、医師確保に取り組むほか、医師の過重労働を招く一要因とされる、休日・夜間の安易なコンビニ受診を抑制する対策などを進めているところであります。

医師不足による過重労働は、また医師の退職を誘発するという負の連鎖につながり、診療科の閉鎖、ひいては地域医療の崩壊を招くこととなりますので、今後も引き続き、地域の医療需要などの現状分析や課題を共有する同検討会議において、地域病院、関係機関と更なる連携強化により医師確保に努め、網走厚生病院診療科に限らず、地域医療の維持・確保を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）まちづくり基本構想の関係になるんですけども、今新聞等でですね、非常に人口減が言われております。

まだまだ先のことでですから確定したわけではないかと思うんですけども、だいたいあいう統計は当たるものでございまして、小清水においてはですね、50数パーセントの減になるのではないかというような試算もでておるようです。

そうであればですね、だいたい小清水の町民2500から600くらいになってしまう、これは30年後を想定してでございますけれども、そういうような長いこのスパンの中でまちづくり構想がされてると思うんですけども、建物だけに限らずですね、この町の中、市街地をどのように作っていくのかというそういう構想はありませんか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えをしたいと思います。

森議員のおっしゃるとおり、将来の人口減ということは、非常に新聞その他でも報道されているところでございます。

今回、私どもがまちづくり基本構想策定事業に取り組むことについてはですね、将来の人口減等も想定した中であるべき公共施設のあり方、これを検討しようとするものでございます。

したがって、森議員のおっしゃったような市街地のまちづくりについてまで、この構想に入れるのではなくて、町がもつ各種施設についてですね、将来どのように再整備していくのか、また不要なものはどういったものがあるかなどをですね、今回の構想の中で整理をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

あくまでも、そういった基本構想でございますから、先程一回目の答弁でも回答したとおりですね、色々な施策を行うときに、その都度その施設が整備することが適切なのかどうかというのは、議会等を通じてですね、再度ご協議をさせていただくことを考えております。

あくまでも、将来を見据えた町有施設の基本構想ということに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）ちょっと質問があちこちと飛んで申し訳ないですが、網走厚生病院の関

係になりますけれども、町長がおっしゃったように、それぞれの機関を通じて一生懸命やっているというような報告を受けましたけれども、町民がですね、なかなかそこまで理解をしていないという部分もあります。

小清水の日赤病院も同じことを言えると思いますけれども、やっぱり必要な診療科、またはあって欲しい診療内容についてですね、きめ細かく町民の方々にお知らせをする、ただ病院のですね掲示板に一枚、医師不足で休診するとか、診療しないとかいう文じゃなくてですね、町もそれなりに努力をしているというようなことを見せながら、一つ大事な医療でございますので、その分についてですね、広報するような方法、手段を考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

ただ今、森議員からご指摘のあったようにですね、町民に対しては、町広報その他です、きめ細かく町の今行ってる施策等についてですね、説明することは必要だと思いますので、今後については、そのいった事も考慮してですね、町広報等十分活用して参りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）それでは先に通告しております2点について質問したいと思います。

まず1点目、住居表示制度の取り組みについてでございます。

明治31年の戸籍法改正以降、地番という呼称を住所表示として慣行的に一般化して使用してきた表示方法から、町名、地番が混乱して解りにくいものとなっている住居表示を、合理的な解りやすいものにし、住民の福祉の向上に資することが目的とし、昭和37年に住居表示に関する法律が施行されました。

その住居表示に移行すべく市街地の自治会について、新しい住所の表示について住居表示制度の説明を開催してきたところです。

その経過と各自治会の対応、今後の計画構想についてご所見を伺います。

2点目、小中一貫校の制度設計、学制改革についてでございます。

平成24年4月に町内6カ所の小学校を再編し、新生小清水小学校がスタートして2年5ヶ月が経過しました。

小学校再編にあたり、平成18年12月に作成した小清水町立小学校再編に関する提言を基本として、平成20年9月11日、委員会議決された教育委員会施設整備基本方針、平成21年8月18日一部変更され委員会議決された教育委員会施設整備基本方針にも小中一貫校を推進する関係から中学校については新生小清水小学校との連携を図れる形が望ましいとし、又、小学校再編に向けて小学校再編自治会懇談会資料、小学校再編に向けての教育委員会の考え方に基本方針として、小中一貫教育の実現にも寄与するものとなる、として教育委員会が中学校については市街地中心部への移転を念頭に新生小学校に隣接する形が望ましいとした方針、経過の中で統合、再編、改築、施設整備を推進してきました。

今年7月教育再生実行会議が第5次提言を取りまとめ提出し、特例小中一貫教育を制度化し6・3制に固定化されてきた義務教育の区切りを教育委員会が柔軟に決められるように平成27年1月通常国会に法案を提出をしております。

本町でも施設整備基本方針の中で小中一貫教育を推進する上でハード面での整備を図る

としてきましたが、小中学校ともに建設場所については変更してきましたが影響はあるのか、小中一貫教育の実現について今後具体的にどのように取り組んでいくのか、計画、構想についてのご所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問の一点目について、お答えいたします。

小清水市街地における住居表示の導入につきましては、町としては、何よりもそこに住んでおられる町民の皆様のご理解とご協力がなければこの事業の実施は難しいと考えているところでありまして、議員のご質問の経過と自治会の対応についてでございますが、まず、昨年11月、町内の自治会長の皆様にご参集いただきまして、住居表示の導入検討に向けて、事業の趣旨や効果等について説明させていただき、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

また、本年5月に入りまして、住居表示導入の対象地域として考えている小清水市街15地区のそれぞれの自治会に対しましては、説明会の開催に向けて、日時と場所の調整をお願いいたしまして、7月10日から8月1日の間、12の自治会の皆さまにご説明させていただいたところでございまして、その結果につきましては、広報こしみず9月号でお知らせしたとおり、説明会に参加された方からは、住居表示を進めて良いとの意見が出される一方で、今のままで必要ないといった意見もありましたことから、引き続き丁寧な説明の下、町民の皆様のご理解とご協力を得た中で進めて参りたいと考えております。

また、並行いたしまして、仮称ではありますが、住居表示検討委員会を設置いたしまして、具体的な今後の計画、構想について検討して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）2点目のご質問にお答えいたします。

現在の義務教育6・3制については、小学校から中学校へ進学した際に学校生活の変化に対応できず、不登校が増える、いわゆる中1の壁といわれるギャップ問題が課題になっているほか、小学生の心身の発達が6・3制を導入した昭和22年に比べ早まっているなどのことから6・3制を見直し、現在の義務教育9年間を通じた教育をしやすくするため文部科学省においては小中一貫学校の制度化をする方針を固め検討が進められているところであります。

このようなことから本町においても小中一貫教育の推進のための取組みとして、平成23年度から25年度までの3年間は、北海道学力向上トリプルアップ事業、小中ジョイントプロジェクトを、また平成26年度から平成28年度までの3年間は小中連携・一貫教育実践事業を実施し、小中連携の取組みを行っているところでございます。

このような事業を通して9年間の教育課程編成を踏まえた小・中連携による小・中学校間の教員の乗り入れ授業や小学校における一部教科担任制などの取組みを行うための体制の整備等の検討を進めております。

ご質問にありました小中一貫教育を推進するにあたり小中学校が併設となっていない問題につきましては、小中学校が離れた場所にある中で連携型の小中連携一貫教育の取組みをしている市町村が数多くございますので、導入にあたっての課題はございますが、今後、国の動きを十分注視しながら、小中一貫教育導入に向けて検討を進めて参りたいと考えております。

以上答弁いたします。

○議長（坂田秀昭君）8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）まず第1点であります、住居表示制度の取り組みについてでございますが、今答弁ありましたように、市街の15自治会の説明をされてきたという事でございますが、15の内、3自治会が開催されないということで、実質12自治会で説明してきたということでございますが、その中でお聞きしますと参加人数で119名が参加されて説明を受けたということでございます。

この15自治会の対象戸数が1057戸ということですから1戸平均1人出席したとしても参加割合としては11.2パーセントの出席率ということになるかと思えます。

その中での開催されない自治会が、3自治会あるということでございますが、この7月10日から8月1日までに開催された、住居表示の取り組みについての説明については、ちょっとまだ住民の方々に説明がなされていないのかなという思いをしております。

したがって、今後の取り組みであります、先程答弁にございましたように、検討委員会を組織して、これからそういった取り組みについてしていきたいということでございますが、この検討委員会を含めて、今後更なる住民に説明をする場所として、どのような場を設定するのかお聞きしたいと思います。

町長が常々言っております、基本方針である町民の目線にたって十分説明責任を果たしたいということでもありますから、その場所を十分ひとつ設定をして生かしていただきたいものと思えますし、さらに検討委員会の組織であります、どのような人選で組織していくのか、またこれはどのような機関とするのか、諮問委員会なのか、どのような委員会なのかお聞きしたいと思います。

それから2点目の小中一貫校の関係であります、今教育長からもお話がございましたように、23年から25年までのプロジェクトだとか、そういったものを勘案しながら今、小中連携をしているということでございますが、今後の、教育長が言いましたように、小中一貫校については、学力向上だとか、中一ギャップの解消が期待されるという反面ですね、小中一貫校をすることによって、当町はそんなに多くないとは思いますが、転校生の転入転出についてですね、カリキュラムのずれがおそらく出てくるんだろうと思えます。

そういった対策、更にはですね人間関係の固定化等々が懸念される部分も含んでおります、先程言いましたように、学力向上だとか中一ギャップの解消が期待される反面ですね、今、申しあげました転校生のカリキュラムのずれだとか、人間関係の固定化等が懸念されるということもあります。

そういった中でですね、そういったことを進めていくには、今後どのようなですね、形の中でこれらを進めていくのか、構想的なものをお伺いしたいと思います。

その中で、先程申しあげましたように、施設が分離というか離れておりますので、以前申しあげておりました、施設一体型の形で進めていくのか、施設分離型で進めていくのか、その辺も構想的にありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目の住居表示についてお答えをしたいと思います。

高橋議員ご指摘のとおり、1回目の住民説明会では、なかなかお集まりをいただけなかったというふうに私も理解をしているところでございます。

このような結果を受けましてですね、検討委員会を早急に立ち上げるということになってございます。

検討委員会の中身でございますが、まず、今後、諮問機関というんではなくて、今後どのように住居表示を住民の皆様方に説明して理解をしてもらったらいいのかというようなことを中心に検討していただくというふうに考えておまして、その構成につきましては、1区桜ヶ丘自治会から11区自治会までのそれぞれの自治会長さん、15名でござい

ます。

それから、連合自治会の副会長さん2名に入っていて、合計17名の構成員ということをごを現在考えているところでございます。

そういった中で、色々検討していただく中でですね、今後さらに住民説明会をすべきなのかどうか、その他の方法もあるのか、住民に対して説明する。

例えば、自治会単位に集まって、それぞれの自治会長さんが説明をするというのか、そうではなくて、もう一度、自治会ごとに町の職員が行って説明をするといったことになるのか、そういった事も含めて検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、最初に答弁したとおり、まずは市街地に住んでおられる皆様方のご理解がなければですね、一方的にこれを進めても良いことではないと私は理解しておりますので、時間がかかったにしても、よく町民の皆さん方の理解を得た中でですね、年次計画で進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、小中連携、特に一貫教育導入にあたってのですね、課題等、特に、例えば、転入転校した場合、いわゆる小清水でいけば転入した子供たちが教育課程編成で小中一貫教育を導入した場合に、4・3・2だとか、5・4だとか、5・2・2だとか、色んな教育課程編成を組む形が考えられます。

今度、小清水町がどういう形で組んでいくか、今後検討課題となっておりますが、転入した場合には、ご指摘のとおりですね、転入した子供たちが4月から、例えば5年生になったときに、教育課程で自分達が一度教育を受けた教科を重複したり、又は人によっては、子どもによっては、5年生の授業ができないままですね進んだりという、確かに市町村における教育課程編成で特に小・中一貫教育を導入した場合については、1年生から6年生までという教育課程がはっきりしてませんので、そういったずれが、確かにデメリットが生じることがあると思っております。

ただ、本町の場合にはこれまでへき地複式教育をおこなったところは、例えばへき地複式は1・2年生が一緒なところ、3・4年生が一緒です。

こういった学校に来る子供たちも今ご指摘のような、教育課程編成上、子供たちのデメリットが過去にあった可能性もあります。

ただ、教育委員会としては、デメリットよりもメリットが非常に多くあるということで今考えています。

全国でも、今、国の特例の指定校を受けて小中一貫の導入を、文科省の指定を受けてやっているところがあります。

こういった中では、非常に成果がでてきているということですね、報告がされております。

例えばですが、小中一貫教育を導入した学校ではですね、小中学校の不登校率の減少、また、今盛んに課題となっている学力テストの平均正答率がですね、向上しているだとか、また児童生徒の規範意識の向上、そして異年齢集団での活動による自尊心の高まり、また、小中学校が教員の乗り入れ授業をやりますので、教員同士の生徒理解だとか指導方法がですね、小中一貫した体制がとられるという大きな成果がでております。

いずれにしても小清水町については、ハードの建設が小中学校でも終わったばかりです。

どうしても一体型では無理ですので、分離型で連携してですね、一部先生方が乗り入れ授業の行き来する時間の往復のロスがあります。

また学校で、例えば小学校の課程をですね、今、校舎で何年生まで受け入れるか、中学校で何年生から受け入れるかについて、確かにハード面と合わせた教育課程編成、例えば6・3からですね4・3・2だとか、5・4体制に決める中でもいわゆるハードの校舎と受け皿を考えながらですね、教育課程編成を組んでいくよう今後検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）住居表示の方についてですね、再度ご質問したいと思ひますが、常々この住居表示制度につきまして、自治会組織の方は変更しないということでございますが、住居表示に伴う町割り、町名案ではですね、町内6地区に区割りをしておりまして、ほとんどの自治会組織が2から3地区の町名変更となります。

現在でも自治会区割りがですね、明確がでない中、今後自治会の区割りとして、混乱が生じることがないのか、今後ですね、新たに転入転出するときに自治会組織に加わる根拠として、どのような形を考えているのかお伺いをしたいと思ひます。

2点目につきまして、小中一貫校の方でも再度ご質問したいと思ひますが、教育長が今申し上げました、確かに教育課程特例校研究開発校の指定を受けているところが、全道で公立校で25校、1市6町でおこなっているということでございますし、私立校でも全道1校合計で26校が特例校の指定を受けて小中一貫校をしているということでございますが、この中でですね本町が目指しているのは、今法案が1月に提出されているわけでありまますから、制度化のなった中で目指しているのか、特例校として将来見据えて目指しているのかお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）住居表示についてお答えしたいと思ひます。

住民の方々に説明した一つの案としてはですね、高橋議員がおっしゃったとおり、町名の割り方は字小清水を六つに割っております。

これはあくまでも一つのたたき台としてお示ししたところでございますので、その中には当然現在の自治会は2つなり3つ入っていくという形になろうかと思ひます。

こういったことについてはですね、この割り方でいいのかどうかも含めてですね、検討委員会の中で種々検討していただくというのが私どもの考え方でございます。

それと加えまして、自治会組織はこの際まったく別に考えて進まない、住居表示が非常に難しくなるというか、からまってきてですね、ややこやしくなるというか、そういったことがあるというのが先進地のお話でございますので、今回は自治会組織はまったく別にして町名割りというか住居表示を進めていきたいというのが、私どもの考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、市街地区の自治会長さん等で構成する検討委員会の中で、色々なことを協議させていただいてですね、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問にお答えしたいと思ひます。

いまご質問がございました、教育課程特例校という学校はですね、平成24年から4月から小中一貫のそれまでの特区から全国的に文科省が指導してですね、申請のあった所を受けて許可をするという形で、今全道の関係については、ご質問の中でも数を言っていたいただきましたが、全国的には25年12月末現在で983校、全国で43県ということでは



から、これが連携型の母体となると思いますが、983、約1000校弱のところが既に特例校として一貫教育の導入を行っています。

ただこれらの学校も、法改正、来年の予定ということで、来年法改正が確実に行われるかどうかまだ分かりませんが、行われたときにはですね、こういった特例校も全校、いわゆる市町村教育委員会が独自にできる形の一貫教育導入を目指しているということで、今報告をいただいております。

いま、ご質問にもございましたように、小清水町は先程お答えしたように26年から3年間、28年まで新しい道指定の小中連携一貫教育実践事業を展開しておりますので、できれば、この間にですね、法整備が終われば、タイミング的にはもしスムーズに今後保護者、地域の理解をいただければ、29年ぐらいからですね、小中一貫教育導入ができるようにできれば教育委員会としては考えているところでございます。

これも教育委員会、地方行政へのですね教育委員会制度を大きく来年4月から法改正を終えて施行されます。

この中で、町長をはじめとする教育委員会がですね、いわゆる教育の大綱についても、総合教育行政会議を設定してですね、その中で大きな道筋を決めることになってますので、国の法改正をみつめながらですね、小清水町で新たに組織される総合教育行政会議の中で、そういった一貫教育導入に向けての大きな主旨についてはですね、検討を進めていきたいと考えていますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）次に7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）先に通告してあります項目について質問いたします。

小清水町教育目標についてであります。

平成2年3月に制定されたこの目標は、前文で、小清水町民憲章の願いに添えるとともに、町民自らが、これからの社会の変化と課題に適切に対応するため制定するものであり、大きくは3つの項に分かれております。

- 1、豊かな心をもち、たくましく生きる。
- 2、生産性を高め、活力ある町をつくる。
- 3、文化を愛し、豊かな未来を創造する。

小さな項では9項目ありますが、以上となっております、町民に広報し教育実践を確認すべきと思いますが教育長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ただいまのご質問にお答えいたします。

小清水町教育目標については、昭和43年9月に制定された町民憲章を受け、平成2年3月31日に制定されましたが、この教育目標の学校での教育実践につきましては、平成4年3月16日改正された小清水町学校教育基本目標に基づき、それぞれの小中学校においてこれを基に教育目標が制定されているところでございます。

さらに小中学校においては、毎年、当該年度の学校経営目標を設定し教育課程編成を行っています。

また、社会教育分野においては、この教育目標に基づき、現在、平成24年度から平成28年度までの5ヶ年間にわたる第10次の社会教育計画を策定し、毎年、社会教育委員、スポーツ推進委員、図書館協議会委員など教育委員会の各委員と協議を行いながら、各領域毎に教育目標に沿った活動を進めているところでございます。

このたびご質問にありました件についてですが、小清水町教育目標は小清水町民憲章のように、なかなか町民の皆様には知っていただく機会が少ないことから、今後は、教育委

員会のホームページなどを通じて町民の皆さんに知っていただくよう努めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）学校教育に関しましては、既に小学校が統合して3年目の途中ですが、それまでへき地校ではそれぞれ特色ある取り組みを行い、カレンダー作り、剣道、スケート、そして原生花園、濤沸湖の自然観察などそれぞれ行われておりました。

地域に根ざした特色ある教育を大切にすべきと思ひますが、目標に関して所見をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）小清水小学校の今、例ということで、学校の教育目標のお話をいただいたんですが、実は、平成24年3月まではそれぞれの小学校で教育目標が定められて、地域の特性にあったですね教育目標が設定されておりました。

教育委員会も平成24年4月から新しい再編、統合の小学校ができるということで、新生小清水小学校ですね、ができるということで、まあ色々、保護者、学校の先生、地域も入っていただいて、その中で小清水町の新しい、新生小清水小学校の教育目標を平成24年4月からスタートしています。

この中では、基本的に教育目標っていうのは、表現で、言葉でおおきくした、例えば本校の小学校の教育目標は、統括目標としては、響け心に輝け笑顔、こしみずの大地に開け未来というタイトルをもってですね、それぞれ教育の指標だとか、目指す子供像として三つの視点で心優しく、そしてしっかり学び、自ら体を鍛える子ということで、しん学、学ぶということと体を鍛えるという、この柱をですね教育目標として、この中でそれぞれ個別に項目を設定してやっている課題です。

新しい小学校については、地域の例えば素晴らしい、これまで築いてきた伝統のある教育をぜひ継続をしていただきたいということを受けてますが、今ご承知のように、新学習指導要領では色々な形で子供たちの時数が特に、低学年では週、ふたこまということ、45分授業が週2時間増えてます。

なかなか総合学習だとか、地域の学習がとれない現況があるのですが、小清水町は土曜授業をスタートしましたので、こういった余剰時間、年間今30数時間でますので、こういった中でまた地域の素晴らしい伝統のある学習をですね、今後展開していくように、学校とも十分連携をはかって参りたいと考えてますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）新しい小学校の新しい目標も大きく制定されて、総合学習の時間についても以前のような、取り組みを継続を望むということで理解させていただきたいと思ひますが、やはり、この小清水町内の自然豊かな環境を子供たちに、児童に生徒に体験してもらい、そのことがまず他の行政区へ視察に行くということもあるやに伺っておりますが、ぜひとも小清水町内の自然を優先していただきたいというふうに感じますが、この教育目標については、国の教育目標で平成18年に教育基本法が改正されて、義務教育の目標の一つ追加された項目がございます。

それは、国と郷土を愛する態度を養うという表現であります。

愛国心が盛り込まれました。

いずれもが心の問題であると考えます。

安倍総理は、内面まで入り込んで評価することはないと、当初言っています。

しかし、態度の評価が結局は愛国心の強制につながると考えます。

事実上の強制は、憲法が保障する内心の自由を侵すことにつながります。

強制からは、服従するか反発するしか生まれないと考えます。

明るい未来を創造する青少年児童の豊かな人格形成は、自由闊達に意見が言い合えるそれぞれの校風が土台となるのではないのでしょうか。

これからの教育や学校現場、未来を担う子供たちの心が今後どう変わっていくのか注目されるところです。

教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問にお答えいたします。

今、学校教育では新学習指導要領に沿ってそれぞれ小中学校でやはり教育課程のなかをつうじて学習をしております。

まあ確かにこれまで時間のそういった総合学習だとか、地域の人材を活用した例えば農作業の勉強だとか非常にとりづらくなってます。

先程もお答えしたのですが、今、小清水町には確かに、心の、いじめの問題を含めてですね、やっぱりどんどん心身ともに発達していく中で、体は大きくなっているんですが、なかなか子供たちの心が育っていかないということで、今、小中高含めて、例えば合同で道德教育の実践授業をですね、して、いわゆる思いやりの心を育つような授業も展開をいただいています。

今、ご質問にあったように、国はですね新しい教科いわゆる教育がどんどん改革になってくるような動きなのですが、いわゆる道德教育も一般教科にいれようというような、これは安倍総理を含んだ文科省の考えもあるのですが、例えば道德教育は今、評価をしない、一般教科は子供たちにそれぞれ成績表で得点をつけるのですが、道德教科については成績をつけないということで、いわゆる一般教科にはなっていないんですね。

一般教科とはいわない中で学校教育で道德教育をやっていると、ただ、今後国の意見の中では、いわゆるいじめだとか全国的にそういった自殺の問題が増えているので、文科省は、一般教科に入れて心の教育をしたいというような、義務教育での教育課程の中に一般教科にいれるという動きも確かに考えがあるんですが、基本的には、今後それは国が導入したものについては、一般教科にあった、また教員の配置もですね、道德教育ができるような先生方も必要ですし、それ以前に教育委員会としては、今ご指摘のあったように、心をですね育てる教育については、今の時間の中で、小中学校ともできる限り子供たちの教育ができるよう、実践をしていきたいと考えてますので、ご理解をいただきたいと思ます。

一般教科の関係については、国が今言った検討を一部始めてるということで、具体的にってから、教育委員会は教員の配置も必要です。

道德教育を行えるような教師の育成も必要ですし、例えば小学校の過程、中学校の過程で道德の教科をとり入れるような、大学でのそういった専攻教科もですね、やっぱり必要となってくるのではと思っておりますが、今、国はそういった課題は別にして、どんどん対策の項目だけ、ちょっとマスコミで騒がれているんですが、私としては、若干それは時間がまだかかってくるのかなって気がしていますので、当面、一般教科外の中で心の教育をですね、やっていくように、また小中学校とも連携を組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に、5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）はい議長、5番。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）学校司書の配置についてのご質問をさせていただきたいと思います。

学校図書館の活性化を図り、子供の読書環境を整え多くの本を読むことにより、豊かな人間性と自ら物事を調べ思考する力が養われ教養が高まり、特に小学校の教育の過程で学力を上げる為にも読書は重要だと考えております。

発達段階に応じた本、創造力を養う事の出来る本の選書など子供達が素晴らしい本との出会いをする為にも、専属の学校司書が必要ではないかと考えております。

さらに町立図書館との連携をすることにより、さらなる相乗効果も期待できると思いますが、学校司書の配置についてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のありましたとおり、読書活動は大切な事と考えております。

学習指導要領においても言語活動の充実、探求的な学習などについて明記されており学校図書館が教育に果たす役割は大変大きいものと考えております。

学校図書館法では、12学級以上のクラス編成の学校では、司書教諭の配置が必要となつて参ります。

このため、本町の小学校では普通学級と特別支援学級含めて13学級ありますので、13学級のクラス編成となっておりますことから、司書教諭を1名配置しております。

また、中学校については、7学級であることから司書教諭の配置は行っていない状況にあります。

このたび、学校図書館法の改正により平成27年度から学校に司書教諭のほかに学校司書を置くよう努めるべく法改正が行われたところであります。

大きな市などについては、司書教諭を補完するため、すでに市独自で学校司書の配置を進めているところもありますが、本町の場合は、これとは別に平成26年度から町立小清水図書館の指定管理者制度への移行にあたり、図書館業務の一つとして小・中学校への支援と連携を図るため学校図書室での学校教育活動への支援の取組みを始めたところでございます。

この内容といたしましては、小学校へは4月から週1回、町立小清水図書館の司書が出向き、学校図書室での本の読み聞かせや本の紹介等の読書指導等を実施しています。

また、中学校においても6月から月2回、町立小清水図書館の司書が出向き、学校図書館での放課後における生徒へのサポートとして、学校の図書委員とともに本の紹介、読書指導等を行っています。

このように、小中学校の図書担当の教諭と連携を図りながら学校図書館での児童・生徒並びに先生に対する支援業務を行っているところでございます。

このようなことから、教育委員会といたしましては学校司書として当面は新たな配置を行わずに、町立小清水図書館の業務の一つとして、小中学校と密接に連携を図りながら、学校図書館の支援活動を進めて参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）今、ご答弁をいただきましたけども、まず、司書教諭におきましてはですね、担任業務と兼務ということで、本来の司書業務がなかなか手が回らないのではないのかなというふうに思われると共に、図書館から図書司書を派遣していただいて、連携をとっているということですが、それはそれで事業としては、素晴らしいことだと思いますけども、やはり、学校に専属の司書を配置することにより、図書館に子供たちが集ま

りやすくなり、その中で調べる学習を一緒に行う、この調べる学習というのが、今非常に注目されて重要な部分だというふうにいわれていることだと私は思っておりますけども、そういうことが、専属の司書がいることによって、学力の向上につながるということになるのではないのかなと思っております。

また、わが町では小学校の再編などで今後の方針の中にも学力の向上を掲げていますが、少人数の学級など、懸案事項がたくさんある中、専属の学校司書の配置は、学力向上のための手段の一つとして、どのような形での司書が、子供たちにとってよいのか、近隣などでも導入されて実践されている事例を検証され、近い将来に配置の検討をお願いしたいと思っております、ご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）先程のご質問にお答えしたとおりですね、司書教諭はいわゆる12学級以上に配置しなければダメだということで、小学校、中学校には国語の先生だとかがですね、司書教諭の免許を持った方がそれぞれ小中学校に3名づつおります。

ただ、これらについては、教科担任だとか、学年担任を持っていますので、専門の司書教諭が12学級以上単独で配置されるようなシステムになっていません。

ですから、片手間で名前だけやるということで、確かにそういった中で、今学校司書の課題がでています。

小清水町については、特別支援学級や専科をもっている先生が比較的時間があるので、そういった方が学校図書館の担当事務をですね、公務分掌として、いわゆる学校図書館の位置付けの中で事務配置をおこなっていただいております。

法的には、学校司書については、教員ですが、学校司書については、教員でなくて一般の事務員なんですよ。

ですから国においては、今、25学級以上の学級だと、これは大都市の学校くらいだと、法的に配置するような取り組みがあって配置しているんですが、なかなか今、学校の単費で配置するというようなご要望については、今、少人数指導教育が、どちらか必要ですので、学校図書よりは、少人数指導のための教員配置が行われてるのが現状です。

ただ、網走市あたりがですね、複数の学校に学校司書がいてるというような、報道がこの前ありましたが、今後はですね、今先程申しましたように、町立図書館の新しい移行の中で、学校図書との連携を第一にまずは考えてますので、今後の課題としては、配置については検討したいと思います、できれば、専門、選任、正規職員の学校司書が全国にですね、配置される法制化が必要であるということで、地域からも大きな声をだしてますので、今後、正規職員がちゃんと学校司書が配置されるような事が一番望ましいと私は考えていますので、これらについては、北海道町村教育委員会連合会などを通じてですね、また町村会などにもお願いしながら、定数配置になるように、学校司書として定数配置になれるように、やっぱり長い目ではそういった要望をしていきたいと考えてますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 54 分  
再開 午前 11 時 08 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第 50 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 9、議案第 50 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第 50 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例は、母子及び寡婦福祉法の法律名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭の定義が新たに規定されたことによりまして、所要の改正を行うものであります。別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、第 2 条第 2 項第 1 号において引用する法律名を改正し、改正法に追加規定された定義により、父の定義を定めるもので、これによりまして、第 2 号の規定を削除し、第 3 号を第 2 号に繰り上げる改正とするものであります。

最後に附則ですが、施行日を平成 26 年 10 月 1 日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第 50 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 50 号、原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 10、議案第 51 号、平成 26 年度小清水町一般会計補正予算第 3 号についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました議案第 51 号、平成 26 年度小清水町一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書 3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4263万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億2513万9千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、町道管理業務委託料及びスクールバス運行業務委託料について、原油価格高騰による燃料単価増により、本年度の事業執行に際し事業費不足が見込まれることから、不足見込額相当分を追加することにより債務負担の変更を行うものであります。

第3表地方債補正は、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてご覧願います。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、1目一般管理費で、北海道市町村職員共済組合追加費用負担金率の確定に伴い29万7千円追加、6目企画広報費は、まちおこし団体である、これぞ小清水実行委員会で活用する、ゆるキャラ、でん坊の着ぐるみを新たに、町において購入し貸付を行うこととし、備品購入費93万3千円追加、11目住民センター費は、神浦住民センターの排水管接続工事を追加することとし、工事請負費56万8千円追加、合わせまして179万8千円追加計上するものです。

3款民生費は、1項社会福祉費で、6目国民年金費は、年金生活者支援給付金の支給準備事業としてシステム改修に必要となる委託料84万6千円追加、10目介護保険対策費は、特別養護老人ホーム運営事業分として介護保険特別会計繰出金366万円追加、合わせまして450万6千円を追加、次のページになります2項児童福祉費は、4目保育所費において老朽化した物置の撤去を行いユニットハウス型物置を設置することとし、建物等修繕料75万9千円追加するものです。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、4目医療保険費は、平成25年度負担金等の確定に伴い、国・道支出金返還金5万9千円、支払基金交付金返還金2万1千円をそれぞれ追加、5目環境衛生費は、一般廃棄物収集処分業務委託料において、収集車等の燃料単価増により、本年度事業執行に必要となる燃料費相当分として21万8千円追加、合わせまして29万8千円追加するものです。

6款農林水産業費は、1項農業費で、1目農業委員会費は、担い手への農地の集積、集約化を促進するため、農地台帳システムの改修に必要となる委託料216万円追加、3目農業振興費は、環境への負荷を低減し、安全・安心な農産物の生産を進めるクリーン農業等の推進として、取り組みを行う農業者に対し補助することとし、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金227万2千円追加、次のページになります、5目農業農村基盤整備推進費は、用水管理システムの光回線移行にともない通信費3万9千円、緑地区の小水力発電施設導入検討に係る概略設計等委託料560万円、北斗地区排水機場の操作制御盤及び電気設備の改修として工事請負費711万8千円、多面的機能支払制度移行による交付単価変更に伴い、農地・水・環境保全向上対策協議会負担金975万2千円をそれぞれ追加、合わせまして2694万1千円追加するものです。

8款土木費は、2項道路橋梁費、2目道路新設改良維持費で、債務負担行為でご説明いたしました町道管理業務委託料152万8千円、道営農道整備事業において、農道保全対策事業小清水地区で実施しております南3号基幹道路の事業費追加により45万円をそれぞれ追加、合わせまして197万8千円追加を行うものです。

次のページになります、10款教育費は、1項教育総務費、1目教育委員会費で、債務負担行為でご説明いたしましたスクールバス運行業務委託料44万9千円、旧スクールバス車庫の解体を実施することとし、解体工事請負費490万円をそれぞれ追加、合わせ

まして534万9千円を追加、5項社会教育費は、3目社会教育施設費で、旭野郷土資料館に展示しております昆虫の標本について、標本の整理及び台帳の作成をおこなうこととし、臨時職員賃金27万2千円、コミュニティプラザ小体育館に設置しておりますパネルヒーターが老朽化により故障していることから、更新を行うこととし、工事請負費73万4千円をそれぞれ追加、合わせまして100万6千円の追加を行うものです。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金は、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金で、歳出でご説明いたしました年金生活者支援給付システム構築事業採択により、84万6千円追加、14款道支出金は、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金で、いずれも道の採択があった事業の補助金としまして、農地台帳システム整備事業費補助金など、合わせまして889万5千円を追加、次のページになります、20款町債は、発行可能額の確定によります臨時財政対策債1175万5千円を追加するほか、8ページへお戻りいただきまして、9款地方交付税で、一般財源調整分2113万9千円を計上するものでございます。

なお、15ページの給与費明細書につきましては、共済費の追加による増加分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）今の補正の関係で2点ほどちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお聞きしたいと思います。

一つ目ですけれども、補正予算書の12ページですね、環境保全農業直接支払対策事業補助金ということになってますけれども、この補助金がですね、一般財源として113万7千円が出されるということですのでございますけれども、これは事業量の増によってこういう数字が出てきたのかをお聞きしたいのと、それからできれば内容も含めて説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点、次の13ページですね、農業農村基盤整備推進事業ですね、農地・水・環境保全向上対策協議会の負担金となっております。

これ例えばですね、負担金の場合は当初予算で頭から組んでいきますよね。

これが、補正で組まれたということは、その辺も含めてご説明をお願い申し上げたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

はい、久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）それではお答えさせていただきます。

まず1点目の環境保全型農業直接支払支援対策事業の関係でございますが、予算編成段階におきましては事業採択を受けていなかったということでございます。

年度に入りまして、事業申請等々を行いまして、今回採択が見込まれるということから新たに今回予算計上をさせていただくものでございます。

この事業負担割合につきましては、国が2分の1、残りの残分をですね、北海道が4分の1、町が4分の1ということから、本町負担分4分の1として113万7千円一般財源を計上させていただいたものでございます。

これにつきましては、環境保全型農業、いわゆるエコファーマーの関係でございまして、農薬を50パーセント以下に削減をしながら環境保全をしていくというものでございまして、対象戸数といたしましては、エコファーマー認定が7戸、有機農業が7戸ということで合計としては14戸の農家さんがですね、緑肥の作付等なりリビングマッチ等々を取り



入れまして、環境保全型の農業に取り組むということで今回採択が見込まれることから、予算を補正計上させていただいたところでございます。

次の2点目でございますが、農地・水・環境保全向上対策事業、これにつきましては、当初予算で計上していたものでございますが、実は平成27年4月からこの事業が多面的機能支払制度に変わります。

このことからですね、26年度からですね、この新たな事業が創設されることによりまして、来年の4月から法制化をされるわけでございますが、その交付単価等々につきましては、平成26年度から適用になるということでございまして、今回その単価の改正があったことからその追加分を補正させていただくということでございます。

この負担割合につきましても、国2分の1、残りが道が4分の1、町が4分の1ということでございます。

今回増えた事業費分の環境保全の取り組みといたしましては、麦あとの緑肥の作付、あと秋まき小麦の圃場を中心にですね、これ来春になります融雪剤の散布、これらの2事業を取り組んでいきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）先の質問は、基本的には当初予算で組んでなくて、確定したから組んだという事でご理解をいたしました。

後の農業農村基盤整備事業、これ単価、単価だけが変わったから、一応補正を組んだということですけども、その上がった分は全部町が負担するという理解でいいんでしょうか。

それぞれ備考欄に書いてありますけども、国、道、町ということで、その上がった分をそれで按分しているということですか。

そういうふう理解していいんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）お答えいたします。

ここに今回補正計上させていただく、975万2千円につきましては、あくまでも町の事業費の4分の1分、町の負担分でございます。

残りについては、国、道からですね、直接組織の方に交付をされるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）他に、はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）2点ほどお聞きしたいんですが、債務負担行為の補正でも載ってるんですが、第8款の土木費のですね、2目道路新設改良維持費の中のですね、町道管理委託料、152万8千円、それと第10款の教育費の中の1目教育委員会費のスクールバス運行業務委託料の44万9千円、これ燃料の高騰相当分ということなんですが、これ総体的な量のことなんですか。

単価の上積み分なんですか。

歳出根拠を教えてくださいのとですね、それから今に付随してですね、第4款の衛生費、第5目の環境衛生費、ここもですね、燃料単価の相当分になってますので、この3点の根拠をちょっとお知らせいただきたいのと、それからもう1点はですね、第2款の総務費の第6目、企画広報費の中のですね、ゆるキャラの更新用の貸付ということなんですが、これは今、団体の持ち物ですかね。

色んな形の中で各町村でもですね、ゆるキャラがだいぶ浸透しているようなんですが、今後はですね、このゆるキャラについてですね、公式のキャラクターとして、認知する就

任させる予定はあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）それでは、私の方から、始めに1点目の燃料費にかかる補正の算出根拠についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、燃料高騰続いておりますので、基本的には、契約時の単価と8月1日時点の単価、この単価差を基準としてですね、今回、町道整備、それからスクールバス、それと収集車の部分についてですね、事業不足が見込まれることから、その部分について相当の補正額を計算して計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、2点目の企画広報費でゆるキャラの関係でございますけれども、一応、でん坊というのは、これぞ小清水で所有しているゆるキャラですね、それからほがじゃというのは、福太郎で所有しているゆるキャラで、一応小清水町2体ありますが、それぞれの団体で所属、帰属しております。

2体ともですね、一応架空の課ではありますけれども、でんぶん課ということで、役場です、特命職員ということで、うちのほうから辞令発令しておりますので、公式に認定されているキャラクターであるということをご理解いただいております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）計画時の予算時からですね、8月1日付けの単価を基準にしてですね補正を組んだということですが、実際の単価はどのくらい変更になってますか。

お聞きしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）3本の契約、それぞれの契約の仕様書の中で、単価が決まっております、その単価と現行の単価、163円の単価の差額分をですね、見積もった中で補正予算額を計上して、所管課から要求があったところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、1番、林幸雄議員。

○1番（林幸雄君）ちょっとですね、認識が、私の間違いかもしれないですけども、先程の2点の、でんぶんなんですか、ゆるキャラと説明がありましたね。

あれ以前も町が所有していたと、ちょっと今、うかがったんですが、私、助成金を出して、町がね、出してお願いしていたようなちょっと感覚だったものですから、ちょっとずれていたの、今、二つとも町が所有していたということなんですが、ちょっとですね町が所有してらんだったら、貸し出しとかですね、それに関する以前の考え方とどういうふうに違ったのか、ちょっとその辺もう一回。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）先程の答弁がうまく伝わってなかったようです。

改めて、ご説明させていただきたいと思っております。

2体あるゆるキャラにつきましては、それぞれの団体に帰属しているということをご理解いただきたいと思います。

そのうち、でん坊につきましては、一部助成金、町の方から出ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、1番、林幸雄議員。

○1番（林幸雄君）ちょっと、その寄付をしているという感覚っていうんですか、そこがよく分からなかったのですが、前の説明と、さっき言った町の所有してて、でまた改めて寄付してるっていう今発言があったものですから、その辺ちょっと分からないですね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）大変申し訳ありません。

それぞれの団体が所有している物ですので、役場が持っているだとかというものではありません。それぞれの団体、これぞ小清水、それから福太郎の会社が、それぞれの会社が所有している物でございます。

そういうご理解で結構だと思います。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

はい、質疑のある方、9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）今朝の新聞にもちらっとでていたんですけども、農業農村基盤整備事業の中の緑地区小水力発電施設、これ小清水町がね、だけが今この予算を組んでてね、清里、斜里はまだ組んでないような事が新聞に出ていたんですけども、これ目標というのは、かなり多少数字的には新聞に出てましたけど、効果的には十分上がるという見積もりをしているんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）お答えいたします。

予算の関係でございますが、この事業を取り組むのはあくまでも国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会、1市4町の組織でございます。

事業実施にあたりましては、協議会では事業実施ができないんです。

ですので、今現在事務局を持っている小清水町が代表して事業申請をして、事業実施をすると、その中で小水力発電の概略設計をするという考え方でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

ですから逆に申しますと、本町以外の1市3町については、一切予算計上はしないということでございます。

経済性といいますか、費用対効果の部分でございますが、あくまでも案件形成段階の数値ですが、この事業はあくまでも補助事業でなきゃできないというふうに考えてございます。

それは、なにかといいますか、単純にお金がかかりすぎるというものもあるのですが、やはり専門的な知識が必要だというのが、小水力発電はございますので、これについては、

北海道の全面的な支援を受けながらですね、特に道営事業での実施というのをお願いしているところでございます。

今現在、国の事業といたしましては、50パーセントの補助がございます。

ですので、北海道が事業主体となっている道営事業となってやった場合については、さらに補助金の上乗せを期待するところがございますが、今現在の試算といたしましては、やはり小水力発電するからには、技術屋さん、電気の関係であるとか、ダム水量の技術者だとか、そういう新たな雇用もしなければいけないんですが、それらの経費と発電量を色々積算した中では、50パーセントの補助事業で取り組んだ場合については、概ね8年程度でもとがとれるというんでしょうか、というようなことで試算をしておりますので、これが今回概略設計をした中でどのように推移していくのかを見極めながら、来年春に予定しておりますが、1市4町の首長会議の中で、やるやらないの判断をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第52号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第52号、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第52号、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保険事業勘定において312万3千円を追加、サービス事業勘定において366万円を追加し、保険事業勘定の予算総額を3億9135万4千円に、サービス事業勘定の予算総額を2億3175万5千円とするものでございます。

次に各勘定ごとに補正予算事項別明細書により説明いたします。

26ページをお開き下さい。

初めに、保険事業勘定の補正予算ですが、歳入歳出ともに平成25年度給付費等の確定に伴い、国・道支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算によるもので、歳出の6款1項償還金は、超過交付された312万3千円の返還分を計上し、24ページに戻りまして、歳入では、3款1項道負担金の追加交付分203万円、4款1項支払基金交

付金の追加交付分7千円に財源調整で7款繰越金108万6千円を加えました、歳出同額を計上するものであります。

次に31ページになります。

サービス事業勘定ですが、特養愛寿苑の指定管理者の指定を受け設置されました、北海道厚生連の開設準備室において、現地業務が本格稼働するところではありますが、同室に配属される看護職員の方に現運営上での看護業務の他、介護職員の技術的指導や、連携強化など業務支援を委託することとし、看護師業務委託料、366万円を追加計上するものでありまして、その財源は、特別養護老人ホーム事業費にかかる一般会計繰入金とし、歳入予算に同額を計上するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第53号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第53号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第53号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてご説明申し上げます。

変更内容につきましては、お手元の新旧対照表のとおり、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに組合に加入することに伴い、規約の別表を変更するものでございます。

なお、規約の変更にあたっては、各市町村の議会議決後に知事を経由して総務大臣の許可を要することとされていることから、施行期日につきましては、総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

### ◎同意第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長(林直樹君) ただ今上程されました、同意第3号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の鬼塚茂氏は、平成22年10月に就任されて以来、4年間にわたり本町の教育行政の円滑なる運営にご尽力をいただいておりますが、本年9月30日をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を教育委員として再任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

鬼塚氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、ご紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育・学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方でありまして、教育委員として適任と存じますので、再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) お諮りいたします。

同意第3号、本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、認定第1号、平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました認定第1号、平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）中島代表監査委員から決算審査の意見について説明を求めます。

中島代表監査委員。

○代表監査委員（中島正喜君）決算審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げたいと存じます。

平成25年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月9日付けで小清水町長宛て文書をもって提出したところではありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、八木監査委員と共に8月12日及び13日の、2日間で実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿、証憑等に基づいて計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差額金額と意見書の数値が整合しないものがございしますが、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿ってご説明申し上げます。

まず、意見書4ページの一般会計でございしますが、歳入総額、64億4646万3千円に対し、歳出総額では、61億8426万7千円となっており、前年度に比較して、歳入で7%、歳出においては、5.9%それぞれ減少となり、歳入歳出ともに前年度を下まわっております。

歳入が減額となった主な要因といたしましては、5ページの増減表をご覧いただきたいと思っております。

減額したのものとして、町債費の9億6660万7千円と地方交付税の6550万円の減額が大きなものとなっております。

下段の、町税については、歳入決算額で5億4897万1千円と、24年度と比べますと、1001万6千円の増となっており、その主な要因としましては、固定資産税の1419万1千円でございます。

収入率をみますと、町税で、97.05%で、前年度と比較して0.46ポイント高くなっております。

6ページ、税外収入の収入率については、97.27%であり、前年度と比べますと0.63ポイント高くなっており、未収額についても、273万6千円と前年費より19.4%減少しております。

収入率及び未収額につきましては2年続けて改善しており、今後とも、より一層の歳入確保について、ご努力を望むところでございます。

次に7ページの基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は、37億5899万2千円で、前年度に比べ8.4%の増となっております。

また、地方債の年度末における残高は87億9741万円で、前年度と比べますと5071万8千円の増、8ページの債務負担行為につきましては、16億83万3千円で、前年度と比べますと、1億9110万3千円の増となっております。

次に、9ページの主要財政指数等につきましては、財政力指数は、0.19で前年度と比べ0.001ポイント増加しており、経常収支比率につきましても、74.1%で前年度と比べ1.9%上昇しております。

経常収支比率は、弾力性が失われつつあるとされる75%に近づいてきておりますので、今後とも健全な比率を維持されますよう留意願います。

実質公債費比率につきましては、8.8%で前年度に比べ0.8ポイント減少し、公債費負担比率につきましても、18.5%と前年度に比べ2.9%減少、起債制限比率につきましては、7.2%と前年度に比べ1.3ポイント減少しております。

公債費負担比率につきましては、20%を下まわっており、一次的ではありますが平成24年度に20%を超えた状況から改善されております。

予算執行率及び事務手続きについては、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、10ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額では9億4038万2千円、前年度と比較して1.7%、歳出総額では、9億996万5千円で前年度と比較して0.6%それぞれ増加しております。

11ページの、国民健康保険料の歳入決算額では、3億281万円で、収入率を前年度と比べますと0.71ポイント高くなっており、また未収額は、906万1千円で前年度と比べ21.3%減少しております。

歳出については、12ページの前年度比較をみますと、共同事業拠出金で412万2千円、諸支出金では751万5千円などが減少しておりますが、保険給付費で934万8千円、後期高齢者支援金で、680万8千円、介護納付金で109万3千円、増加するなど、全体的には513万7千円、前年度を上まわっております。

平成25年度は法定外による一般会計からの歳入も無く、総体的に適正に執行されております。

今後とも健全な会計運営を目指しご努力されますようお願い申し上げます。

次に、13ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額では前年度と比較して0.6%、歳出総額では前年度と比較して0.4%それぞれ増加し、歳入歳出とも前年決算額を上回っております。

14ページの、歳入の後期高齢者医療保険料の歳入決算額では、4961万7千円で、収入率は99.88%と前年度と比べますと0.03ポイント高くなっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、15ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定で歳入総額では3



億8095万1千円、歳出総額では3億7107万4千円、ほぼ平年並みに推移しています。

サービス事業勘定では、歳入総額は2億2367万4千円、歳出総額では2億2367万4千円と、19.9%減少しております。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートし、14年が経過したところでございますが、制度の見直しも予定されており、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなると思われま。

今後とも高齢者の安心確保に努めていただきたいと思います。

次に、19ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額では、2億522万6千円で、前年度と比べますと7.9%、歳出総額では1億8871万7千円で、前年度比では、10.6%それぞれ増加しております。

20ページの水道使用料につきましても、調定額に対して96.27%の収入率と前年度より0.1ポイント上まわっており、未収額についても、前年度より2.9%減少しております。

引き続き、安全で安定した供給のために運営管理に万全を期していただきたいと思います。

次に、21ページ農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額では、1億4492万1千円で、前年度と比べますと0.3%、歳出総額では、1億3560万7千円で、前年度比では2.2%とそれぞれ減少し、歳入歳出とも前年度決算額を下回っております。

22ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では、収入率を見ますと95%と前年度と比べ0.18ポイント上昇しております。

また、未収額についても、11万6千円、3.9%減少しており、今後とも簡易水道事業と連携しながら、さらなる健全財政維持のため徴収方を強化し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思います。

歳出については、特に申し上げることはございません。

以上、25年度の決算審査について、意見を述べたところでございますが、昨今の厳しい財政状況下にあつて、全体的に事務、事業は的確に執行されていると評価するものであります。

歳入において、一般会計の町財政等の収入率が0.46ポイント、特別会計では保険料等の収入率においても0.18ポイントそれぞれ上昇し、ともに収入未済額も減少しています。

このように、全般的に収入率が上昇したことは、債権管理条例を制定し、徴収強化委員会を中心に滞納処分や延滞金の徴収を積極的に周知したことなどの徴収強化が功を奏したものであると思われま。

これらの努力は高く評価することができ、今後もよりいっそうの徴収強化を望むところでございます。

歳出においては、義務的経費の削減などの行財政改革の取り組みが行われるなど、鋭意努力されており、全般的に概ね適正に執行されておりますが、一部に未執行が見受けられることから、適正な事務処理に留意願います。

また、補助団体への補助金の支出にあつても、昨年も指摘したように、補助金額に近い翌年度繰越金が存在する団体が見受けられますので、更に精査を重ね効果的に事業が執行されるよう留意願います。

一般会計における財政構造をみますと、財政力指数は前年度に比べ0.001ポイント増加しています。

普通交付税については、前年比2.2%減少しており、財政状況は依然として厳しく、

予断を許さない状況ですので、今後の景気動向に注視しながら適切な財政運営を望むところでございます。

町行政としては、多様な行政需要や行政課題に対処していかなければならず、難しい財政運営を余儀なくされることと思いますが、引き続きさまざまな課題に適切に対応しながら、将来にわたって自立した地域社会を堅持していくためにも、先例や現状に安住することなく、知恵を出し合い、新たな発想のもとで、まちづくりを進めていかれますよう切望するところでございます。

今後とも、事業執行にあたっては最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政施策の遂行と財政の安定及び健全性の維持に取り組み、町政の発展と住民福祉の向上に努力されますよう要望し、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）ありがとうございました。

各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思えます。

さらに、審査の方法は、議会閉会中の継続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき議長から指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に下平正吾議員、副委員長に高橋隆文議員を指名いたします。

#### ◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第8回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午後12時04分）